

豊情個審答申第68号
令和5年(2023年)8月22日

豊中市長 長内 繁樹 様

豊中市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 塩 川 茂

豊中市個人情報保護条例に基づく自己情報部分開示決定の取消
請求に係る取扱いについて（答申）

令和4年(2022年)6月30日付け諮問第55号により諮問を受けた豊中市
個人情報保護条例に基づく自己情報部分開示決定の取消請求に係る取扱いにつ
いて、別添のとおり答申します。

※なお、上記の豊中市個人情報保護条例とは、豊中市個人情報の保護に関す
る法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）附則第2項の規定による
廃止前の条例をさします。

第一 審査会の結論

豊中市長が行った、「記録票」に係る自己情報部分開示決定は、妥当である。

第二 審査請求の経過

1 開示請求

審査請求人は、令和4年4月7日、豊中市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊中市条例第44号）附則第2項の規定による廃止前の豊中市個人情報保護条例（平成17年豊中市条例第19号。以下「条例」という。）第19条第1項の規定に基づき条例第2条第1号に規定する実施機関である豊中市長（以下「実施機関」という。）に対し「本人についての障がい者虐待の対応ないし相談に関し、障害福祉課が有する一切の情報」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、同年5月23日、本件開示請求に係る自己情報を「記録票」（以下「本件自己情報」という。）と特定し、「開示請求に係る行政文書に記載されている通報者・事実確認調査の内容等については、障害者虐待防止法にかかる事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるため開示できません。開示請求に係る行政文書に記載されている通報者・通報者を特定される恐れがある内容等については、法令等の規定により開示することができない情報であるため開示できません。」との理由を付して自己情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、同年5月31日、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の定めるところにより、同法第9条第1項に規定する審査庁である豊中市長（以下「審査庁」という。）に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 審査会への諮問

審査庁は、本件審査請求について、同年6月30日、条例第52条第1項の規定に基づき豊中市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に諮問した。

第三 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、開示を求める。

第四 審査請求人の主張の要旨

審査請求書及び反論書並びに再反論書の記載内容をまとめると次のとおりである。

- 1 不開示の根拠として、「豊市情報公開条例第20条第5号及び第8号」をあげているが、「豊中市個人情報保護条例第20条第5号及び8号」の誤りであり、今回の不開示処分は、根拠となる法令も存在しないまま行われた違法なものであるから、取り消されるべきである。また、第5号アからオまでのいずれかに該当するかが記載されておら

ず、この意味でも、根拠となる法令を適切に示していない。

- 2 虐待防止法にかかる事務について、虐待を行ったとされている者に対して開示すれば、該当者が行政に反感を持つなどして、今後の虐待防止に関する事務遂行に困難を来すことは想定される。しかし、虐待を受けたとするものは、積極的に行政に情報提供を行って、行政の虐待対応に協力する立場にある。開示したからといって今後の事務遂行に支障を及ぼすおそれなど生じるはずがない。まして、著しい支障などありえない。本件は、虐待を受けたとする者からの開示請求である。

今回収集した個人情報を開示することで、今回の虐待対応ないし事実確認について、どのような支障が生ずるかの検討が全くなされていない。

- 3 自己情報開示請求制度は、憲法上の人権である自己情報コントロール権に基づき、開示請求、訂正請求、利用中止請求をすることができるというものである。このような制度趣旨からすれば、非開示とされた場合に訂正等を求めることが不可能となるので、開示請求があれば、基本的には全て開示されるべきである。
- 4 豊中市個人情報保護条例第20条第8号に基づく、通報者に関する情報の不開示については争わない。

第五 実施機関の主張の要旨

実施機関の主張の要旨は、弁明書及び再弁明書の記載内容をまとめると、次のとおりである。

- 1 「豊市情報公開条例」は誤りであり、正しくは「豊中市個人情報保護条例」である。訂正する。なお、自己情報部分開示決定通知書に記載した開示できない部分及び理由に誤りはない。
- 2 豊中市個人情報保護条例第20条第5号には「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定されているが、「障害者虐待防止法に係る事務」については、「その他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当する。
- 3 障害者虐待防止法に係る事務の中には、関係者への事実確認のための聞き取り調査があり、任意による協力のもと実施している。「誰にも漏らさない」という約束のもとで基本的には個別に行っており、その情報については事実確認以外の用途には使用しないという前提がある。例えば本人に係る情報であったとしても、その情報を知っている人が限られている場合、調査対象者が推定される可能性がある。このことから、任意による協力のもと実施された関係者への聞き取り調査内容が、事実確認以外に使用されることによって、今後、障害者虐待防止法の事務を遂行するにあたって、広く市民の協力が得られなくなり、事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがある。
- 4 自己情報については、開示が原則であるが、本件については、条例第20条第5号に該当する不開示情報が含まれていることから、一部開示とする処分が妥当である。

第六 審査会の判断

1 本件自己情報について

本件自己情報は、審査請求人に係る障害者虐待の通報を受けて、実施機関が作成した対応記録である。

2 条例の基本的な考え方

条例は、実施機関の保有する自己情報の開示を請求することができること及び開示請求を受けた実施機関は条例第20条各号に規定する不開示情報に該当する場合を除き、当該開示請求に係る自己情報を開示しなければならないことを定めている。

条例第20条第5号では、「市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、(中略)当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しく支障を及ぼすおそれがあるもの」を不開示情報と規定している。

条例第20条第8号では、「法令等の規定により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示により開示することができない情報」を不開示情報と規定している。

3 本件審査請求に係る条例第20条各号該当性の判断

当審査会は、本件自己情報について実施機関に対し提出を求め、インカメラにより審理を行った。不開示情報部分には、関係者の氏名・連絡先等、関係者の特定につながる情報、関係者からの聞き取り内容及び対応方針を協議する会議資料に関する情報が記載されていた。

不開示情報部分には、通報者に関する情報が含まれており、それらが条例第20条第8号に該当するため不開示とされることについては審査請求人も争っていない(第四審査請求人の主張の要旨4)ので、その余の不開示情報部分の条例第20条第5号該当性について検討する。

その余の不開示情報部分というのは、①実施機関が、障害者虐待の通報を受けて行った聞き取り調査の内容(情報まとめ及び記録票)と、②当該案件の対応方針を協議する会議資料(様式2、様式3及び様式5)である。

この①の調査においては、聴取対象者名、聴取内容等を被虐待者含め誰にも漏らさないことが前提とされている。そうでなければ、関係者の協力は得られなくなり、実施機関が障害者虐待に係る聞き取り調査を行い、通報事案に係る事実の把握することが困難になるおそれがあるからである。

したがって、①については、たとえ審査請求人が虐待を受けたとされる者であっても、開示することにより、事業の適正な執行に著しい支障を及ぼすおそれがある。

次に②の様式2、様式3及び様式5については、実施機関が虐待の事実認定をする際の虐待が疑われる状況の判断や、緊急性等の本件事案に関する実施機関の評価についての情報が記載されていることが認められる。これらの情報が開示されることを前提とすると、審査請求人の心理的混乱等を招くことがあり得るとの懸念から、実施機関が虐待の判断に必要な情報の記載に消極的になるおそれがあること及び今後の虐待の調査において詳細な記載ができなくなるなど当該事務及び今後の同種の事務の形骸化を

招くおそれがある。

また、様式3の事実確認項目等については、実施機関が虐待認定に関し確認すべき項目等が記載されており、これらの虐待事実の調査における確認する事項が明らかになると、虐待の認定に係る総合的な判断に影響を及ぼし、将来の同種の事務の目的が達成できなくなるおそれがある。

よって、これらの情報を条例第20条第5号に該当するとして不開示とした実施機関の判断は、妥当である。

なお、審査請求人は、その他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

4 結論

以上のことから、審査会は上記「第一 審査会の結論」のとおり判断する。

令和5年（2023年）8月22日

豊中市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 塩 川 茂

委 員 塩 野 隆 史

委 員 中 川 丈 久

委 員 前 田 雅 子